

令和 7年 4月18日

姫路市長 清 元 秀 泰

地域情報掲示板サービス導入・運用業務に係る公募型プロポーザル
の実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

地域情報掲示板サービス導入・運用業務

(2) 業務の概要

本市では、デジタル社会が進展していく中で、高齢者が取り残されないようデジタル機器やサービスの活用機会の浸透を図るとともに、住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らせるよう、社会参加の促進や地域とのつながりの強化に取り組んでいる。

地域における高齢者向けの行事や活動は、行政だけでなく社会福祉協議会や地域包括支援センター、老人クラブ、自治会等、多様な主体によって行われているが、情報が分散し、また電子化されないような小さな情報も多く、必要な人に必要な情報が届きにくいという課題を抱えている。

そこで、高齢者向け地域情報掲示板サービスを導入し、身近な場所で様々な団体が実施する地域活動やイベントなどを簡単、安全に閲覧できるようにすることで、高齢者の参加を促し、多世代交流の活性化、住民同士のつながりを強化するとともに、フレイル予防や社会的孤立の解消を図るもの。

(3) 履行場所

姫路市役所及び受託者の事業所内等で本市が認める場所

(4) 業務期間

ア 導入

契約を締結した日から令和7年9月30日まで

イ 運用保守

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（長期継続契約）

※ アとイは単一の契約により実施する想定である。

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を想定している。

(5) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

月額320,000円

※ 提案上限金額については、年度ごとの予算額を保障するものではない。

なお、令和8年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

※ 提案上限金額については、前項イの期間に対する金額とする。

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、地域情報掲示板サービス業務導入・運用業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

地域情報掲示板サービス業務導入・運用業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030596.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2316